

4 市 区 3 6 8 号

令和5年3月31日

各 区 長 様

副 市 長

区長委任事務に関する決裁準則について（依命通達）

法令及び規則の規定により区長に委任される事務については、区における決裁処理の責任の明確化及び事務処理の能率化を図るため、区長の決裁事項及び課長等以下の専決事項を定めた準則を示しているところである。

今般、千葉市区役所事務分掌規則（平成4年千葉市規則第4号）の改正に伴う区役所組織の改正に対応するため、下記のとおり改めて準則を定めるので、区長は、この準則に沿って要綱を整備し、円滑な事務事業の執行を図るよう努められたい。

なお、本準則は、令和5年4月1日から適用し、「区長委任事務に関する決裁準則について（平成31年3月29日付け30市区第502号副市長依命通達）」は、令和5年3月31日限り、廃止する。

記

区長委任事務に関する決裁準則

（目的）

第1条 この準則は、法令及び規則の規定により区長に委任されている事務に関し、区長の決裁事項及び課長（保健福祉センターの課長を含む。以下同じ。）等以下の専決事項を定めることにより、決裁処理の責任の明確化及び事務処理の能率化を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）決裁 市長の権限を委任された区長が、委任された事務の処理について最終的に意思を決定することをいう。

(2) 専決 市長の権限を委任された区長に代わって決裁することをいう。

(3) 代決 区長又は専決者が不在のときに、その者に代わって臨時に決裁することをいう。

(区長の決裁事項等)

第3条 区長の決裁事項並びに課長、区政事務センター所長、課内室長及び市民センター所長の専決事項は、別表のとおりとする。

(専決事項の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、区長の決裁事項とする。

(1) 内容が特に重要であると認められる事項

(2) 内容が異例であり、又は重要な先例になると認められる事項

(3) 内容に疑義がある事項

(専決の報告)

第5条 前2条の規定により専決した者は、必要があると認めるときは、その専決した事項について、その都度又は定例的に、その内容を上司に報告しなければならない。

(区長等が不在のときの代決)

第6条 区長が決裁する事項について、区長が不在のときは、副区長がその事項を代決できるものとする。

2 専決者が専決する事項について、専決者が不在のときは、専決者を補佐する職にあるもの（専決者を補佐する職にある者が置かれていない場合は、当該事案を主管し、専決者があらかじめ指定する職員）がその事項を代決できるものとする。

第7条 代決は、急施を要するもの又はその処理について、あらかじめ区長又は専決者の指示を受けたものに限る。

(代決の報告)

第8条 前条の規定により代決した者は、代決後、速やかに、区長又は専決者にその代決した事項について報告しなければならない。

(補則)

第9条 この準則に定めるもののほか、区長の決裁事項及び課長等以下の専決事項に関し必要な事項は、千葉市決裁規程（平成4年千葉市訓令（甲）第1号）の例による。

別 表

所 管	決 裁 及 び 専 決 事 項	決 裁 者 及 び 専 決 者			
		区 長	課 長	課内室長	市民センター 所 長
共 通	(1) 区長の所管事務に属する諸証明及び閲覧		○	○	○
	(2) 区長の所管事務に属する公告及び縦覧		○		
	(3) 国、公共団体、公共組合その他から法令の規定に基づいて請求又は囑託された徴収金（税及び国民健康保険料を除く。）の徴収		○		
	(4) 国、公共団体、公共組合その他から法令の規定に基づいて請求又は囑託された徴収金（税及び国民健康保険料を除く。）の滞納処分並びに差押え及び交付要求の解除	重要なもの	一般的なもの		
	(5) 国、公共団体、公共組合その他から法令の規定に基づいて請求又は囑託された徴収金（税及び国民健康保険料を除く。）の滞納処分の停止	50万円以上	50万円未満		
地域づくり 支援課	(1) コミュニティセンターの休館日の変更		○		
	(2) コミュニティセンターの使用時間の変更		○		
	(3) 区自主企画事業補助金の交付	○			
	(4) 地区コミュニティづくり懇談会運営補助金の交付	○			
	(5) 地域運営委員会設立支援等補助金及び地域運営交付金の交付	○			
	(6) 町内自治会集会所建設等に係る補助金の交付	○			
	(7) 区町内自治会連絡協議会運営補助金の交付	○			
	(8) 防犯街灯補助金の交付		○		
	(9) 商店街街路灯補助金の交付		○		
	(10) 防犯カメラ補助金の交付		○		
	(11) 土地収用法第14条第1項及び第3項の規定に基づく障害物伐除の許可並びに第122条の規定に基づく土地の使用の許可		○		
	(12) 電気通信事業法第130条第3項の規定に基づく総務大臣への報告		○		
	(13) 土地改良法第85条の2第1項の規定に基づく県知事への申請		○		

所 管	決 裁 及 び 専 決 事 項	決 裁 者 及 び 専 決 者			
		区 長	課 長	課内室長	市民センター所長
市民総合窓口課	(1) 戸籍法に基づく届出、申請の受理及び通知		○		○ (通知を除く。)
	(2) 住民基本台帳法に基づく届出、申出の受理及び通知		○		○
	(3) 中長期在留者及び特別永住者に係る住居地の届出の受理及び通知		○		○
	(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カードに係る届出。			○	○
	(5) 千葉県印鑑条例に基づく印鑑の登録、廃止等の申請又は届出の受理		○		○
	(6) 千葉県印鑑条例第5条第1項、第8条第2項、第11条第1項ただし書及び第15条第1項ただし書の規定による確認		○		○
	(7) 千葉県印鑑条例第7条及び第8条第2項の規定による交付		○		○
	(8) 千葉県印鑑条例第12条第2項及び第13条の規定による通知		○		○
	(9) 千葉県印鑑条例第18条の規定による質問、調査及び要求		○		○
	(10) 墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による許可(改葬に係るものを除く。)		○		○
	(11) 死亡又は失踪に関する相続税法の通知		○		
	(12) 千葉県住居表示に関する条例第3条第4項の規定による通知		○		
	(13) 道路運送車両法第34条第2項の規定による許可		○		○ (泉市民センター及び土気市民センターに限る。)
	(14) 戸籍事務取扱準則に基づく報告等	○	軽易なもの		
	(15) 人口動態調査票等の作成及び送付		○		
	(16) 死産の届出の受理		○		○
	(17) 犯罪人、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者の名簿の処理		○		
	(18) 特別永住者証明書の申請の受理及び交付		○		

所 管	決 裁 及 び 専 決 事 項	決 裁 者 及 び 専 決 者			
		区 長	課 長	課内室長	市民センター所長
	(19) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第2項（第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）及び第22条第2項（法第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理		○		
	(20) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第3項（第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）及び第22条第3項（第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認		○		
	(21) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第5項（第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）及び第22条第5項（第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知		○		
	(22) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第7項及び第22条第7項による提供		○		
	(23) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条第1項第1号及び第5号の規定による発行手数料の徴収		○		
	(24) 個人番号の指定及び通知		○		○
	(25) 個人番号カードの交付		○		
	(26) 個人番号カードに係る届出（交付を除く。）		○		○
	(27) 国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失等に係る届出の受理及び認定		○		○
	(28) 国民健康保険に係る保険料その他の徴収金の賦課		○		

所 管	決 裁 及 び 専 決 事 項	決 裁 者 及 び 専 決 者			
		区 長	課 長	課内室長	市民センター 所 長
	(29) 国民健康保険料に係る徴収金の減免		○		
	(30) 国民年金の資格の取得及び喪失に係る届出等の受理		○		○
	(31) 国民年金に係る諸届出等の受理		○		
	(32) 国民年金裁定請求書の受理、審査及び送付		○		
	(33) 国民年金手帳の再交付の申請の受理		○		
	(34) 老齢福祉年金に係る諸届出書等の受理並びに証書の受領及び送付		○		
	(35) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令(政令第56条)第11条の規定による認定の請求及び諸届出の受理、審査、送付等		○		
	(36) 年金生活者支援給付金に係る請求書等の受理及び送付		○		
	(37) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の徴収		○		
	(38) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の滞納処分並びに差押え及び交付要求の解除	重要なもの	一般的なもの		
	(39) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の滞納処分の停止	50万円以上	50万円未満		
	(40) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の欠損処分	○			
	(41) 住所移転後の要介護認定申請等の受理(住民異動届出又は戸籍の届出に伴うものに限る。)		○		
	(42) 介護保険利用者負担額減額・免除認定証等の交付(住民異動届出又は戸籍の届出に伴うものに限る。)		○		
	(43) 介護保険受給資格証明書の交付(住民異動届出又は戸籍の届出に伴うものに限る。)		○		

所 管	決 裁 及 び 専 決 事 項	決 裁 者 及 び 専 決 者			
		区 長	課 長	課内室長	市民センター所長
区政事務センター（中央区役所のみ）	(1) 住民基本台帳事務、国民健康保険事務、後期高齢者医療関係事務、国民年金事務等に係る書面等の送付		○		
	(2) 転出届の受理（郵送によるものに限る。）		○		
	(3) 国民健康保険被保険者の資格の喪失等に係る届出の受理及び認定		○		
	(4) 国民健康保険に係る保険料その他の徴収金の賦課		○		
	(5) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の徴収		○		
保健福祉センター高齢障害支援課	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条の規定に基づく受給資格及び手当の額の認定請求の受理、進達等		○		
	介 護 保 険 室 に 関 する 事 項				
	(1) 介護保険に係る保険料その他の徴収金の賦課及び徴収			○	
	(2) 介護保険に係る保険料その他の徴収金の減免及び徴収猶予			○	
	(3) 介護保険に係る保険料その他の徴収金の滞納処分並びに差押え及び交付要求の解除	重要なもの			一般的なもの
	(4) 介護保険に係る保険料その他の徴収金の滞納処分の停止	50万円以上			50万円未満
	(5) 介護保険に係る保険料その他の徴収金の欠損処分	○			
	(6) 介護保険高額介護サービス費等の支給決定			○	
	(7) 介護保険給付の支払方法の変更等			○	
	(8) 介護保険高額介護サービス費等に係る貸付の決定			○	
	(9) 居宅介護支援事業者等支援費の支給			○	
	(10) 介護保険被保険者の資格に係る届出の受理及び認定			○	
(11) 介護保険被保険者証の交付、返還及び記載事項の変更			○		

所 管	決 裁 及 び 専 決 事 項	決 裁 者 及 び 専 決 者			
		区 長	課 長	課内室長	市民センター 所 長
	(12) 要介護認定申請等の受理			○	
	(13) 訪問調査の実施			○	
	(14) 主治医意見書の提出依頼及び受理			○	
	(15) 指定医師等の受診命令			○	
	(16) 介護認定審査会への審査判定依頼			○	
	(17) 要介護認定申請等に対する処分			○	
	(18) 要介護認定申請等に対する処分の延期			○	
	(19) 職権による要介護認定等の変更及び 取消し			○	
	(20) 居宅サービス計画作成依頼届出書等及 び自己作成居宅サービス計画の受理			○	
	(21) 介護保険利用者負担額減額・免除認定 証等の交付			○	
	(22) 介護保険受給資格証明書の交付			○	
	(23) 介護認定審査会（合議体に限る。）の 運営			○	
保健福祉セン ターこども家 庭課	(1) 児童扶養手当法の一部を改正する法律 （昭和60年法律第48号）附則第5条に規定 する既認定者に係る児童扶養手当に関す る認定請求及び届出等の受理及び審査等		○		
保健福祉セン ター社会援護 課	(1) 死体解剖保存法の規定による死体の交付	○			

備考

- 1 緑区役所にあつては、地域づくり支援課の項中第1号及び第2号の規定の適用については、
 決裁及び専決事項の欄中「コミュニティセンター」とあるのは
 「コミュニティセンター又は土気あすみ丘プラザ」と読み替えるものとする。
- 2 中央区役所にあつては、区政事務センターについては、別表決裁者及び専決者欄「課長」とあるのは、
 「区政事務センター所長」と読み替えるものとする。
- 3 中央区役所及び若葉区役所にあつては、別表所管欄「保健福祉センター社会援護課」とあるのは
 「保健福祉センター社会援護第一課及び社会援護第二課」と読み替えるものとする。